破産手続廃止

平成２１年（フ）第９３１号
埼玉県川口市中青木２丁目17番16号
破産者　株式会社アール・ビー・ティーグループ
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号
千葉県香取市八日市場958番地
破産者　エポック・ナコソ株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第１４８号
川崎市中原区上小田中２丁目42番15号
破産者　道路交通株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
長野市篠ノ井塩崎2407番地
破産者　株式会社長野環境設備工業
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
長野市大字東和田872番地３
破産者　株式会社シャル夢
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６５号
大阪市淀川区加島３丁目４番22号
破産者　株式会社丸金
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６６７号
大阪市東淀川区下新庄１―11―15―502、住民票上の住所大阪市天王寺区大道２丁目１番22―301号
破産者　クラブ花こと　得能　美雪
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０１号
大阪市淀川区東三国５丁目13番９号
破産者　株式会社イーライフ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５５８号
大阪市中央区内淡路町１―１―６―701
破産者　株式会社Ａｒｔｍｅｓ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８７号
大阪府八尾市明美町１丁目２番３―212号、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区小宮町２番20号
破産者　株式会社ジャンプインターワーク
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２３号
大阪府豊中市小曽根１丁目17番10号
破産者　株式会社ヨネヤ建築コンサルタント
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２７号
大阪市天王寺区上汐３丁目５番16―501号
破産者　有限会社Ｃｈｅｃｋｍａｔｅ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０２号
大阪市淀川区西中島６丁目５番３号フェイム新大阪706号室
破産者　株式会社システム82
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２号
堺市東区草尾112番地５　プレオール草尾２Ａ号
破産者　自転車倶楽部ＺＡＰこと　野村信二郎
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
堺市堺区一条通11―25
破産者　ニーズプロバイダー有限会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市高松町16番７号
破産者　原鉄工株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２６５号
兵庫県伊丹市行基町１丁目79番地16
破産者　有限会社エスピー電設
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目４番６号
破産者　村間　和義
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目４番６号
破産者　村間　淳子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６９３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺703番地の１
破産者　株式会社フレッシュマートはらだ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
熊本市八王寺町46番17号
破産者　有限会社大祐サービス
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９０５号
仙台市宮城野区榴岡５丁目１番12号
破産者　株式会社ジップス
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係